
過去 10 年の開示答案分析結果
からみる, 2019 記述式対策

【講師オリジナル問題】

問 題

司 法 書 士

小玉 真義 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

第 0 問 司法書士法務太郎は、平成 31 年 6 月 1 日に事務所を訪れたアフリカ商事株式会社の代表取締役から、別紙 1 から別紙 4 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 8 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、アフリカ商事株式会社の代表取締役から、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年 7 月 10 日に事務所を訪れたアフリカ商事株式会社の代表取締役から、別紙 5 から別紙 7 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 9 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、アフリカ商事株式会社の代表取締役から、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 6 月 1 日及び同年 7 月 10 日に、それぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問 1 から問 3 までに答えなさい。

問 1 平成 31 年 6 月 1 日に申請をした登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由及び登記すべき事項を第 0 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

問 2 平成 31 年 7 月 10 日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数を第 0 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。

問 3 アフリカ商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 0 問答案用紙の第 3 欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 アフリカ商事株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。

- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかの場合であっても、援用しないものとする。
- 5 平成 30 年 6 月 27 日に定時株主総会及び取締役会が開催され、当該株主総会及び取締役会終了時点で必要となる登記は、平成 30 年 7 月 1 日に登記されているものとする。
- 6 被選任者の就任承諾は、選任された日に適法に得られているものとする。
- 7 各別紙又は聴取記録に記載されたものを除き、種類株主総会の決議はなされていないものとする。
- 8 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に「なし」と記載する。
- 9 東京都中央区は東京法務局、東京都新宿区は東京法務局新宿出張所の管轄である。
- 10 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成 31 年 6 月 1 日現在のアフリカ商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	アフリカ商事株式会社	
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
発行可能株式総数	1 万 6000 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000 株 各種の株式の数 A 種類株式 3000 株 B 種類株式 1000 株	
資本金の額	金 3 億円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	A 種類株式 1 万株 B 種類株式 6000 株 1 剰余金の配当 剰余金については, B 種類株式を有する株主に対し, A 種類株式を有する株主に先立ち, 1 株につき 1000 円を支払う。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 B	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 C	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 D	平成 29 年 6 月 27 日就任
	東京都中央区中央三丁目 3 番 3 号 代表取締役 B	平成 30 年 6 月 27 日就任
	監査役 E	平成 27 年 6 月 27 日就任
	会計監査人 F 監査法人	平成 30 年 6 月 27 日就任

別紙 2

平成 30 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号 計算書類（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）承認の件
 （承認一記載省略）

第 2 号 定款一部変更の件

議長は、定款を次のとおり変更することの賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

現行定款	変更案
(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>B 種類株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 号 定款一部変更の件

議長は、定款を下記の新旧対照表のとおり改める理由を説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役	(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 <u>会計監査人</u>

第 4 号 会計監査人の選任の件

議長は, 新たに会計監査人を選任する必要がある旨を述べ, 次の者を会計監査人
に選任することについての賛否を議場に諮ったところ, 満場一致をもって承認可決した。

会計監査人 F 監査法人

(一以下, 省略一)

別紙 3

平成 30 年 6 月 27 日開催の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は，代表取締役を選定したい旨を述べたところ，議場より B の選定を望む旨の発言があり，その選定の可否について諮ったところ，満場一致をもってこれを承認可決した。

東京都中央区中央三丁目 3 番 3 号

代表取締役 B

(一以下，省略一)

別紙 4

平成 31 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会の議事概要

出席株主の状況
出席役員

議決権を有する株主全員出席
役員全員出席

第 1 号議案 定款の一部変更の件

議長は、下記の通り、当会社の定款第 18 条第 1 項の剰余金に関する定めを廃止し、新たに B 種類株主総会の決議を要する事項を加え、A 種類株式及び B 種類株式の内容を変更する必要がある旨を述べ、その理由を詳細に説明し、その賛否について議場に諮ったところ、A 種類株式を有する株主 5 名（総株式数 2700 株）及び B 種類株式を有する株主 2 名（総株式数 800 株）の賛成をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
<p>(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)</p> <p>第 18 条</p> <p>1 <u>剰余金に関する定め</u> 剰余金については、B 種類株式を有する株主に対し、A 種類株式を有する株主に先立ち、1 株につき 1000 円を支払う。</p> <p>(その他記載は省略)</p>	<p>(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)</p> <p>第 18 条</p> <p>1 <u>B 種類株主総会の決議を要する事項</u> 監査役の選任又は解任については、株主総会の決議のほかに B 種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。</p> <p>1 <u>B 種類株主は、いつでも、当会社に対し、B 種類株式の取得を請求することができる。当会社は、当該 B 種類株式 1 株の請求に対して、当会社の A 種類株式 1 株を交付する。</u></p> <p>1 <u>A 種類株式については、当会社が別に定める日に、当会社が取得することができ、この場合には、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに、金 13 万円を交付する。</u></p> <p>附則 定款変更は、平成 31 年 5 月 28 日に効力を生ずるものとする。 (その他記載は省略)</p>

第 2 号議案 取締役の解任の件

議長は，取締役Dについて，その職務に不正があったことを説明し，解任すべきであることを述べ，その賛否を議場に諮ったところ，満場一致により，これを承認可決した。

(一以下，省略一)

別紙 5

平成 31 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の議事概要

出席株主の状況	議決権を有する株主全員出席
出席役員	役員全員出席

第 1 号 計算書類（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）承認の件
（承認一記載省略）

第 2 号 役員を選任の件

議長は、新たに役員を選任する必要がある旨を述べ、次の者を役員に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

取締役 B, 取締役 G, 取締役 H

監査役 I

（一以下、省略一）

別紙 6

平成 31 年 6 月 27 日開催の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は，代表取締役を選定する必要がある旨を述べたところ，議場より G の選定を望む旨の発言があり，その選定の可否について諮ったところ，満場一致をもってこれを承認可決した。

東京都中央区中央四丁目 4 番 4 号

代表取締役 G

(一以下，省略一)

別紙 7

平成 31 年 7 月 5 日開催の臨時株主総会の議事概要

出席株主の状況

議決権を有する株主全員出席

出席役員

役員全員出席

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款を次のとおり変更することの賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

現行定款	変更案
<p>(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>B 種類株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>

(以下省略)

別紙 8

司法書士の聴取記録（平成 31 年 6 月 1 日現在）

1 アフリカ商事株式会社は、平成 30 年 6 月 27 日の午後 3 時から午後 4 時までの間において、定時株主総会を開催した。株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙 2 に記載のとおりである。

株式の譲渡制限に関する規定の変更については、所要の手続が適法になされている。

F 監査法人の主たる事務所の所在場所は、東京都新宿区高田馬場四丁目 4 番 4 号である。

2 平成 30 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。

3 アフリカ商事株式会社は、平成 31 年 5 月 15 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の概要は、別紙 4 記載のとおりである。

第 1 号議案の決議における、種類株式の内容の変更は、A 種類株式を有する種類株主及び B 種類株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがある。同日、A 種類株主及び B 種類株主による種類株主総会において、種類株式の内容の変更について、議決権を有する株主全員出席のもと、それぞれの議案につき、議決権の 3 分の 2 の賛成をもって承認した。

4 アフリカ商事株式会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

別紙 9

司法書士の聴取記録 (平成 31 年 7 月 10 日現在)

1 アフリカ商事株式会社は,平成 31 年 6 月 27 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において,定時株主総会を開催した。議事の概要は,別紙 5 に記載のとおりである。

G は,現在の年齢が 18 歳の未成年者である。これに関して,G の法定代理人より,取締役及び代表取締役の就任についての同意書が提出されている。なお,G は,取締役及び代表取締役の就任承諾につき,それぞれ 1 通の就任承諾書を提出している。

H は,刑法上の傷害罪を犯し,懲役に処せられたが,現在,執行猶予中である。なお,H の住所は東京都中央区 5 丁目 5 番 5 号である。

会計監査人について別段の決議はなされていない。

決議のうちその効力発生に種類株主総会の決議を要するものについては,その決議と同日に種類株主総会の決議が適法に行われている。

2 平成 31 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は,別紙 6 に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には,B の登記所届出印による押印がされている。

3 アフリカ商事株式会社は,平成 31 年 7 月 5 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において,臨時株主総会を開催した。議事の概要は,別紙 7 に記載のとおりである。なお,当該株主総会の開始の前に,A 種類株式につき譲渡制限に関する規定を設定することについて,A 種類株主総会が開かれ,満場一致をもって承認可決した。

4 アフリカ商事株式会社の事業年度は,4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335